グリーンシート銘柄制度の廃止に伴う「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する 規則」の一部改正等について

> 平成 30 年 1 月 30 日 日本証券業協会

1. 改正等の趣旨

本協会では、平成27年5月、3年間の経過措置期間を経て平成30年3月31日をもってグリーンシート銘柄制度を廃止することについて公表したところであるが、今般、同制度を廃止するため、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正等を行うこととする。

2. 改正等の骨子

- (1) 「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」、「グリーンシート銘 柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細 則」、「店頭有価証券に関する規則」及び「株主コミュニティに関する規則」の一部改正
- ① 「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の題名を「フェニックス 銘柄に関する規則」に、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等におけ る会社情報等の本協会への報告に関する細則」の題名を「フェニックス銘柄の発行会社 における会社情報の本協会への報告に関する細則」に、それぞれ改める。
- ② グリーンシート銘柄に関する規定を廃止する。

(全般)

- ③ 上記②に伴う規定の整理等、その他所要の整備を行う。
 - ※ 「「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」等の特例の関する規 則」は、制定付則第2項の規定により、平成30年3月31日をもってその効力を失う。
- (2) 「グリーンシート銘柄に係る偽造株券等の早期発見及び未然防止の対応に関する指針」(ガイドライン)の廃止
 - 「グリーンシート銘柄に係る偽造株券等の早期発見及び未然防止の対応に関する指針」 (ガイドライン) は、廃止する。

3. 施行の時期

この改正等は、平成30年4月1日から施行する。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先:

日本証券業協会 エクイティ市場部 (Tel: 03-3667-8481)

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正について

平成 30 年1月 30 日 (下線部分変更)

新

フェニックス銘柄に関する規則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第67条の18第4号に規定する取扱有価証券に関して規定し、これを「フェニックス銘柄」と呼称することとするとともに、フェニックス銘柄の店頭取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1~3 (現行どおり)

4 会社内容説明書

店頭有価証券規則第5条の要件を満たした、取扱会員及び準取扱会員(以下「取扱会員等」という。)並びに当該取扱会員等が金融商品仲介業務(定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業に係る業務をいう。以下同じ。)の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者がフェニックス銘柄の投資勧誘を行う際の説明資料をいう。

<u>グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に</u> 関する規則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第67条の18第4号に規定する取扱有価証券に関して規定し、これを「グリーンシート銘柄」及び「フェニックス銘柄」と呼称することとするとともに、グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄(以下「グリーンシート銘柄等」という。)の店頭取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1~3 (省略)

4 会社内容説明書

店頭取扱有価証券に係るものについて は店頭有価証券規則第5条の要件を、金商 法第2条第1項第8号に規定する優先出 資証券及び同項第11号に規定する投資証 券又は新投資口予約権証券(以下「投資証 券等」という。)に係るものについては第 6条第3項の要件をそれぞれ満たした、本 条第7号に規定する取扱会員及び第8号 に規定する準取扱会員(以下「取扱会員等」 新

(削る)

5 (現行どおり)

6 取扱会員

店頭取扱有価証券をフェニックス銘柄として本協会に届け出、かつ、本協会が当該店頭取扱有価証券をフェニックス銘柄として指定した後において、当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者とともに当該フェニックス銘柄の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。

7 準取扱会員

当該会員が金融商品仲介業務の委託を 行う特別会員及び金融商品仲介業者とと もに<u>フェニックス銘柄</u>の投資勧誘を行う ことができると同時に本協会の規則の定 めるところにより義務を負うものとして 本協会が指定した会員をいう。 という。)並びに当該取扱会員等が金融商品仲介業務(定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業に係る業務をいう。以下同じ。)の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が投資勧誘を行う際の説明資料をいう。

<u>5</u> グリーンシート銘柄

店頭取扱有価証券(店頭有価証券規則第2条第4号イ又はハに該当する発行会社が発行するものに限る。)、優先出資証券及び投資証券等のうち、取扱会員等並びに当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が投資勧誘を行うものとして本協会が指定したものをいう。

6 (省略)

7 取扱会員

店頭取扱有価証券、優先出資証券又は投資証券等(以下「店頭取扱有価証券等」という。)をグリーンシート銘柄等として本協会に届け出、かつ、本協会が当該店頭取扱有価証券等をグリーンシート銘柄等として指定した後において、当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者とともに当該グリーンシート銘柄等の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。

8 準取扱会員

当該会員が金融商品仲介業務の委託を 行う特別会員及び金融商品仲介業者とと もに<u>グリーンシート銘柄等</u>の投資勧誘を 行うことができると同時に本協会の規則 の定めるところにより義務を負うものと して本協会が指定した会員をいう。

新	IΒ
<u>8</u> (現行どおり) <u>9</u> (現行どおり)	9 (省 略) 10 (省 略) (優先出資証券及び投資証券等に関する読替
第 3 条 <u>削除</u>	え) 第 3 条 <u>この規則の規定を優先出資証券及び投資証券等に適用する場合において、この規則の規定中「発行会社」とあるのは「発行者」と読み替えることとする。</u>
第2章指定	第2章指定
第 4 条 削除	(グリーンシート銘柄の区分) 第 4 条 グリーンシート銘柄は、当該銘柄及びその発行会社の特徴を勘案の上、取扱会員となろうとする会員の届出に基づき、次の各号のとおり区分することとする。 1 エマージング取扱会員となろうとする会員において新たにグリーンシート銘柄としての指定の届出を行おうとする際に行った審査の結果、成長性を有する等により適当であると判断された企業が発行する株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券(以下「株券等」という。)を指定する区分2 オーディナリー取扱会員となろうとする会員において新たにグリーンシート銘柄としての指定の届出を行おうとする際に行った審査の結果、適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する区分3 投信・SPC投資証券等及び優先出資証券のうち、取扱会員となろうとする会員において新たにグリーンシート銘柄としての指定の届

出を行おうとする際に行った審査の結果、 適当であると判断されたものを指定する 区分

(代表取扱会員)

第 5 条 一のフェニックス銘柄の取扱会員 (第9条の届出を行って取扱会員となろう とする会員を含む。)は、その総意によって、 取扱会員を代表する会員(以下「代表取扱会 員」という。)を定めることができる。

2・3 (現行どおり)

(フェニックス銘柄の指定条件)

- 第 6 条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。)がフェニックス銘柄として第9条の届出を行おうとする有価証券及びその発行会社は、次に掲げるすべての条件を満たしていなければならない。
 - 1・2 (現行どおり)
 - 3 発行会社が反社会的勢力でないこと、当 <u>該</u>発行会社が反社会的勢力との関係を有 していないこと及び当該発行会社におい て反社会的勢力を排除する仕組みが構築 されていること。
 - 4 当該銘柄の発行会社に開示体制の不備 又は公益若しくは投資者保護のため金融 商品取引所が上場廃止を適当と認めたこ と(以下「開示体制の不備等」という。) により上場廃止となった場合において、開 示体制の不備等が改善、整備及び解消され ていること。
 - 5 当該銘柄の発行会社が法律の規定に基づく破産手続、再生手続又は更生手続を必

(代表取扱会員)

第 5 条 一のグリーンシート銘柄等の取扱 会員(第9条の届出を行って取扱会員となろ うとする会員を含む。)は、その総意によっ て、取扱会員を代表する会員(以下「代表取 扱会員」という。)を定めることができる。

2・3 (省略)

(グリーンシート銘柄等の指定条件)

第 6 条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。)がフェニックス銘柄として第9条の届出を行おうとする有価証券は、次に掲げるすべての基準を満たしていなければならない。

1・2 (省略)

3 発行会社が反社会的勢力でないこと<u>及</u> び発行会社が反社会的勢力との関係を有 していないこと。

(新設)

(新設)

要とするに至ったことにより金融商品取引所により上場廃止とされた場合において、当該手続等が完了していること。

6 当該銘柄について指定振替機関に対し 振替法第13条第1項に規定する同意のほか、当該指定振替機関が定める事項につい て約諾を行っていること又は本協会がフェニックス銘柄として指定するまでの間に当該約諾を行う見込みのあること。

(削る)

(削る)

(新設)

- 2 投信・SPCに区分するグリーンシート銘 柄である優先出資証券及び投資証券等の発 行者は、次のいずれかに該当するものでなけ ればならない。
 - 1 金商法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書を提出しなければならない発行者(当該発行者が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書又は有価証券届出書に、総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。以下同じ。)
 - 2 会社内容説明書を作成している発行者
- 3 前項第2号に規定する会社内容説明書は、 発行者において作成するものとし、次に掲げ る要件を満たしたものとする。
 - 1 特定有価証券の内容等の開示に関する 内閣府令に定める有価証券報告書の記載 事項に準拠して記載されていること。ただ し、財務諸表については、当該有価証券の 発行者が前項第1号の規定に該当せず、か つ、次に掲げる場合は、それぞれ次のとお りとする。
 - <u>イ</u> 当該発行者の第1期の事業年度中で ある場合

財務諸表の記載を要しない。

<u>ロ</u> 当該発行者の第2期の事業年度中で ある場合

新	IΒ
	第1期の事業年度の財務諸表が記載
	<u>されていること。</u>
	<u>ハ</u> 当該発行者の第3期以降の事業年度
	中である場合
	直前2事業年度の財務諸表が記載さ
	れていること。ただし、当該発行者が初
	めて会社内容説明書を作成するときは、
	直前事業年度の財務諸表のみで足りる。
	2 財務諸表又は連結財務諸表が金商法第
	193条に規定する内閣総理大臣が一般に公
	正妥当であると認められるところに従っ
	て内閣府令で定める用語、様式及び作成方
	法、特定目的会社の計算に関する規則(当
	該有価証券が優先出資証券である場合に
	限る。)又は投資法人の計算に関する規則
	(当該有価証券が投資証券等である場合
	に限る。) に準拠して記載されていること。
	3 公認会計士又は監査法人により、金商法
	<u>3 公配会計工人は温重仏人により、並同仏</u> に準ずる監査が行われ、又は資産の流動化
	に関する法律若しくは投資信託及び投資
	法人に関する法律(以下「投信法」という。)
	に基づく監査若しくはこれらの法律に準
	ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が
	適正又は適法である旨の監査報告書が、記載されている財政表表を近くなっている。
	載されている財務諸表に添付されている
()Itsl	
(削る)	4 フェニックス銘柄として第9条の届出を
	行おうとする店頭取扱有価証券の発行会社
	については、以下の条件を満たしていなけれ
	<u>ばならない。</u>
	1 当該銘柄の発行会社に開示体制の不備
	及び公益又は投資者保護のため金融商品
	取引所が上場廃止を適当と認めたこと(以
	下「開示体制の不備等」とする。)により
	上場廃止となった場合において、開示体制
	の不備等が改善、整備及び解消されている

新 IB

こと。

- 2 <u>反社会的勢力を排除する仕組みが構築</u> されていること。
- 3 当該銘柄の発行会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至ったことにより金融商品取引所により上場廃止とされた場合において、当該手続き等が完了していること。
- 4 フェニックス銘柄として第9条の届出を行おうとする株券等の発行会社については、当該銘柄について指定振替機関に対し振替法第13条第1項に規定する同意のほか、当該指定振替機関が定める事項について約諾を行っていること又は本協会がフェニックス銘柄として指定するまでの間に当該約諾を行う見込みのあること。

2 (現行どおり)

(届出及び指定)

第 9 条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この条において同じ。)は、店頭取扱有価証券(既にフェニックス銘柄として指定されているものを除く。)の気配を提示し投資勧誘を行おうとする場合は、当該気配の提示を開始する日の

5営業日前までに、所定の様式により、本協

会に届け出なければならない。 **2~5** (現行どおり)

(新たな取扱会員の届出)

第 10 条 (現行どおり) (削 る)

5 (省略)

(届出及び指定)

第 9 条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この条において同じ。)は、店頭取扱有価証券(既にグリーンシート銘柄等として指定されているものを除く。)の気配を提示し投資勧誘を行おうとする場合は、当該気配の提示を開始する日の5営業目前までに、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。

2~5 (省略)

(新たな取扱会員の届出)

- 第 10 条 (省 略)
- **2** 前項の届出においては、平成27年5月29日 改正前のこの規則第9条第2項の明示につ

2 本協会は、<u>前項</u>の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を当該フェニックス銘柄の新たな取扱会員として指定する。

(準取扱会員)

第 11 条 (現行どおり)

(削る)

2 本協会は、<u>前項</u>の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を当該フェニックス銘柄の準取扱会員として指定する。

第 12 条 削除

<u>いて、既に指定されている区分と同じ明示を</u> 行ったものとみなす。

3 本協会は、第1項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を当該フェニックス銘柄の新たな取扱会員として指定する。

(準取扱会員)

第 11 条 (省 略)

- 2 前項の届出においては、平成27年5月29日 改正前のこの規則第9条第2項の明示について、既に指定されている区分と同じ明示を 行ったものとみなす。
- 3 本協会は、第1項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を当該フェニックス銘柄の準取扱会員として指定する。

(グリーンシート銘柄の区分の変更)

- 第 12 条 取扱会員は、グリーンシート銘柄の 区分を変更しようとする場合は、当該変更を 希望する日の10営業日前(エマージングに変 更しようとする場合は、15営業日前)までに、 すべての取扱会員の連名をもって、所定の様 式により、本協会に届け出なければならな い。ただし、取扱会員が代表取扱会員を定め ている場合は、それぞれの取扱会員に代わっ て当該代表取扱会員が届出を行うこととす る。この場合、当該代表取扱会員はあらかじ め他の取扱会員に対しその旨を通知するこ ととし、これに異議のある取扱会員は届出の 時までに当該代表取扱会員と協議すること とする。
- 2 平成27年5月29日改正前のこの規則第5条、第6条第2項、第7条第1項第5号及び 第6号、第7条第2項から第4項まで並びに

新	IΒ
	第9条第2項から第5項までの規定は、前項の場合について準用する。 3 エマージングから他の区分に変更したグリーンシート銘柄については、本協会が当該変更後の区分で指定した日から1年を経過する日までは、エマージングに変更することができない。
第 13 条 削除	(エマージング区分についての確認) 第 13 条 エマージングとして区分したグリーンシート銘柄の取扱会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下この条において同じ。)は、当該銘柄をエマージングとして区分して指定又は区分変更した日を含む事業年度の次の事業年度の末日から4か月を経過する日までの間に、別表に定める基準により判定した結果を、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。 2 前項の判定の結果、別表に定める基準に満たなかった銘柄の取扱会員は、前項の報告と同時に、所定の様式により、当該銘柄の指定をエマージングからオーディナリーに変更
	する届出を行わなければならない。 3 第1項の判定の結果、別表に定める基準を満たした銘柄の取扱会員は、第1項で判定した事業年度の後2事業年度が経過するごとに、その直前事業年度の売上高、営業利益又は経常利益のいずれかにおいて、直前々事業年度比で増加していること(以下「売上高等の増加状況」という。)について確認するとともに、当該銘柄の事業の成長性の有無について審査(以下「審査等」という。)を行い、当該審査等を行う対象の事業年度の末日から4か月を経過する日までの間に、その結果を、所定の様式により、本協会に報告しなけ

新	IΒ
	ればならない。ただし、当該審査等にあたり、
	グリーンシート銘柄の発行会社が決算期を
	変更した場合の取扱いについては、次に掲げ
	<u>るとおりとする。</u>
	1 第1項で判定した事業年度又はこの項
	の審査等の対象となった事業年度の翌々
	事業年度において決算期変更に伴う変則
	<u>決算を行った場合</u>
	変則決算を行った事業年度の翌事業年
	度を審査等を行う対象の事業年度として
	取り扱うこととし、当該変則決算を行った
	事業年度の直前事業年度との比較により
	売上高等の増加状況を確認する。
	2 第1項で判定した事業年度又はこの項
	の審査等の対象となった事業年度の翌事
	業年度において決算期変更に伴う変則決
	算を行った場合
	当該変則決算を行った事業年度の直前
	事業年度との比較により売上高等の増加
	<u>状況を確認する。</u>
	4 前項の審査等の結果、売上高等の増加状況
	及び事業の成長性が認められないと判断し
	た銘柄の取扱会員は、前項の報告と同時に、
	所定の様式により、当該銘柄の指定をエマー
	ジングからオーディナリーに変更する届出
	を行わなければならない。
	5 第2項及び第4項の場合のほか、事業の成
	 長性が認められないと判断したエマージン
	グとして区分したグリーンシート銘柄の取
	扱会員は、所定の様式により、当該銘柄の指
	定をエマージングからオーディナリーに変
	更する届出を行わなければならない。
	6 平成27年5月29日改正前のこの規則第5
	条、第7条第2項から第4項まで及び第9条
	第2項から第5項までの規定は、第2項、第

7 本協会は、第2項、第4項及び第5項の規定による届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を受けた日の翌営業日から起算して10営業日目の日に、当該届出が行われた銘柄をオーディナリーに区分するグリーンシート銘柄として指定する。

第 3 章 会社情報の開示

第 3 章 会社情報の開示

(発行会社に対する会社情報の開示の指導)

第 14 条 フェニックス銘柄の取扱会員は、当該銘柄の発行会社に対し、会社内容説明書等の作成及びこの章に定める報告について、責任を持って指導しなければならない。なお、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合は当該代表取扱会員が指導を行い、当該指導に対してすべての取扱会員が連帯して責任を負わなければならない。

(会社内容説明書等の提出及び縦覧)

第 15 条 フェニックス銘柄の取扱会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。次項から第7項までにおいて同じ。)は、当該フェニックス銘柄の発行会社が決算期毎に作成する会社内容説明書又は有価証券報告書を、当該決算期終了後3か月以内に本協会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に提出できないものとして、有価証券報告書については金商法第24条第1項本文に規定する内閣総理大臣等の承認を受けた場合、会社内容説明書については本協会の承認を受けた場合には、内閣総理大臣等又は本協会の承認を受けた場合には、内閣総理大臣等又は本協会の承認を受けた期間内にそれぞれ提出しなけれ

(発行会社に対する会社情報の開示の指導)

第 14 条 グリーンシート銘柄等の取扱会員は、当該銘柄の発行会社に対し、会社内容説明書等の作成及びこの章に定める報告について、責任を持って指導しなければならない。なお、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合は当該代表取扱会員が指導を行い、当該指導に対してすべての取扱会員が連帯して責任を負わなければならない。

(会社内容説明書等の提出及び縦覧)

第 15 条 グリーンシート銘柄等の取扱会員 (取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、 当該代表取扱会員。以下第2項から第7項に おいて同じ。)は、当該グリーンシート銘柄 等の発行会社が決算期毎に作成する会社内 容説明書又は有価証券報告書を、当該決算期 終了後3か月以内に本協会に提出しなけれ ばならない。ただし、やむを得ない理由によ り当該期間内に提出できないものとして、有 価証券報告書については金商法第24条第1 項本文に規定する内閣総理大臣等の承認を 受けた場合、会社内容説明書については本協 会の承認を受けた場合には、内閣総理大臣等 又は本協会の承認を受けた期間内にそれぞ

ばならない。

2 (現行どおり)

3 前項に規定する書面には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

1 定款

2 (現行どおり)

4 本協会は、第2項の承認の申請があった場合において、当該取扱会員が、やむを得ない理由により会社内容説明書をその事業年度経過後3か月以内(当該事業年度に係る会社内容説明書の提出に関して第1項の本協会による承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内)に提出できないと認めるときは、当該申請のあった日の属する事業年度開始後3か月以内の日である場合には、その直前事業年度)から当該申請に係る第2項第3号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る会社内容説明書について、承認をするものとする。

5 (現行どおり)

- 6 フェニックス銘柄の取扱会員は、フェニックス銘柄の発行会社が金商法第24条の5第1項の規定に基づき半期報告書を提出した場合は、当該半期報告書の写しを、同項に規定する期間内に、本協会に提出しなければならない。
- 7 フェニックス銘柄の取扱会員は、フェニックス銘柄の発行会社が金商法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を提出した場合は、当該臨時報告書の写しを、遅滞なく、本協会に提出しなければならない。
- 8 取扱会員等は、直近の会社内容説明書等を フェニックス銘柄の投資勧誘を行う取扱部

れ提出しなければならない。

2 (省略)

- **3** 前項に規定する書面には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 1 定款又はこれに準ずるもの

2 (省略)

4 本協会は、第2項の承認の申請があった場合において、当該取扱会員がやむを得ない理由により会社内容説明書をその事業年度経過後3か月以内(当該事業年度に係る会社内容説明書の提出に関して第1項の本協会による承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内)に提出できないと認めるときは、当該申請のあった日の属する事業年度(その日が事業年度開始後3か月以内の日である場合には、その直前事業年度)から当該申請に係る第2項第3号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る会社内容説明書について、承認をするものとする。

5 (省略)

- 6 <u>グリーンシート銘柄等</u>の取扱会員は、<u>グリーンシート銘柄等</u>の発行会社が金商法第24条の5第1項の規定に基づき半期報告書を提出した場合は、当該半期報告書の写しを、同項に規定する期間内に、本協会に提出しなければならない。
- 7 <u>グリーンシート銘柄等</u>の取扱会員は、<u>グリーンシート銘柄等</u>の発行会社が金商法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を提出した場合は、当該臨時報告書の写しを、遅滞なく、本協会に提出しなければならない。
- 8 取扱会員等は、直近の会社内容説明書等を グリーンシート銘柄等の投資勧誘を行う取

店(当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者の部店を含む。以下「取扱部店」という。)に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。

9 (現行どおり)

(会社情報の本協会への報告)

第 16 条 フェニックス銘柄の取扱会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下この項及び第 3 項から第 5 項までにおいて同じ。)は、当該フェニックス銘柄の発行会社が「フェニックス銘柄の発行会社が「フェニックス銘柄の発行会社における会社情報の本協会への報告に関する細則」(以下「会社情報報告細則」という。)に定める事象に該当する場合には、遅滞なく、本協会に報告しなければならない。なお、当該報告を当該発行会社が当該取扱会員に代わって行うことを妨げない。

2 (現行どおり)

- 3 前項の場合において、フェニックス銘柄の 取扱会員又は発行会社は、当該報告に係る資料をTDnetにより本協会に送信するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、フェニックス銘 柄の取扱会員又は発行会社は、本協会所定の 「会社情報の公開に関する通知書」及び当該 報告に係る資料(以下「公開通知書等」とい う。)の本協会への提出をもって同項に規定 するTDnetによる報告資料の送信に代 えることができる。

扱部店(当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者の部店を含む。以下「取扱部店」という。)に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。

9 (省略)

(会社情報の本協会への報告)

- 第 16 条 グリーンシート銘柄等の取扱会員 (取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、 当該代表取扱会員。以下この項及び第3項から第5項までにおいて同じ。)は、当該グリーンシート銘柄等の発行会社が「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」(以下「会社情報等報告細則」という。)に定める事象に該当する場合には、遅滞なく、本協会に報告しなければならない。なお、当該報告を当該発行会社が当該取扱会員に代わって行うことを妨げない。
- 2 (省略)
- 3 前項の場合において、<u>グリーンシート銘柄</u> 等の取扱会員又は発行会社は、当該報告に係 る資料をTDnetにより本協会に送信す るものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、グリーンシート <u>銘柄等</u>の取扱会員又は発行会社は、本協会所 定の「会社情報の公開に関する通知書」及び 当該報告に係る資料(以下「公開通知書等」 という。)の本協会への提出をもって同項に 規定するTDnetによる報告資料の送信 に代えることができる。<u>この場合において、</u> <u>当該グリーンシート銘柄の発行会社が国内</u> <u>の金融商品取引所(TDnetが設置されている金融商品取引所に限る。以下この条において同じ。)に上場されている有価証券の発</u>

新

- 5 フェニックス銘柄の取扱会員又は発行会 社は、本協会が適当と認める場合には、公開 通知書等のファクシミリによる送信をもっ て前項の規定による公開通知書等の提出に 代えることができる。
- 6 (現行どおり)
- 7 フェニックス銘柄の取扱会員等は、第1項の報告の内容のうち会社情報報告細則に定めるものを、その報告のあった日から取扱部店に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。
- 8 本協会は、第1項の報告の内容のうち<u>会社</u> 情報報告細則に定めるものを、その報告のあった日から公衆の縦覧に供する。

(本協会による照会等及びこれに対する対応)

- 第 17 条 本協会は、フェニックス銘柄の発行会社の会社情報に関して必要があると認める場合は、当該銘柄の取扱会員に対し、照会、事情聴取又は資料の徴求(以下この条及び第33条において「照会等」という。)を行うことができる。
- 2 取扱会員は、前項の規定に基づきフェニックス銘柄の発行会社の会社情報に関し本協会が照会等を行った場合には、直ちに当該照会等の事項について正確に報告しなければならない。
- 3・4 (現行どおり)

行会社であるときは、本協会が適当と認める 書類を当該金融商品取引所に提出するとと もに、その写しを本協会に提出したときは、 本協会に対して公開通知書等の提出が行わ れたものとみなす。

- 5 <u>グリーンシート銘柄等</u>の取扱会員又は発行会社は、本協会が適当と認める場合には、 公開通知書等のファクシミリによる送信を もって前項<u>前段</u>の規定による公開通知書等 の提出に代えることができる。
- 6 (省略)
- 7 <u>グリーンシート銘柄等</u>の取扱会員等は、第 1項の報告の内容のうち<u>会社情報等報告細</u> <u>則</u>に定めるものを、その報告のあった日から 取扱部店に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。
- 8 本協会は、第1項の報告の内容のうち<u>会社</u> 情報等報告細則に定めるものを、その報告の あった日から公衆の縦覧に供する。

(本協会による照会等及びこれに対する対応)

- 第 17 条 本協会は、<u>グリーンシート銘柄等</u>の 発行会社の会社情報に関して必要があると 認める場合は、当該銘柄の取扱会員に対し、 照会、事情聴取又は資料の徴求(以下この条 及び第33条において「照会等」という。)を 行うことができる。
- 2 取扱会員は、前項の規定に基づき<u>グリーン</u> <u>シート銘柄等</u>の発行会社の会社情報に関し 本協会が照会等を行った場合には、直ちに当 該照会等の事項について正確に報告しなけ ればならない。
- 3・4 (省略)

(第三者割当増資等に係る本協会への書面の 提出)

第 18 条の2 フェニックス銘柄の取扱会員 (取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、 当該代表取扱会員。)は、当該フェニックス 銘柄の発行会社が第三者割当による会社法 第199条第1項に規定する募集株式及び会社 法第238条第1項に規定する募集新株予約権 の割当てを行う場合、発行会社より、割当て を受ける者(フェニックス銘柄の発行会社又 は協会員を除く。)が反社会的勢力でない旨 及び反社会的勢力との関係を有していない 旨所定の様式により記載した書面にて確認 し、その写しを本協会に提出しなければなら ない。

第 4 章 投資勧誘

(取引についての顧客への説明)

第 19 条 協会員は、フェニックス銘柄の取引 を行う顧客(特定投資家(金商法第2条第31 項に規定する特定投資家(同法第34条の2第 5項の規定により特定投資家以外の顧客と みなされる者を除き、同法第34条の3第4項 (同法第34条の4第6項において準用する 場合を含む。) の規定により特定投資家とみ なされる者を含む。)をいう。以下同じ。)を 除く。以下この条及び第22条において同じ。) に対し、金商法第37条の3第1項各号に掲げ る事項に併せてフェニックス銘柄の性格、取 引の仕組み、当該協会員におけるフェニック ス銘柄の取引方法、フェニックス銘柄に関す る情報の周知方法、フェニックス銘柄への投 資に当たってのリスク等について記載した 契約締結前交付書面(同項に規定する書面を

(第三者割当増資等に係る本協会への書面の 提出)

第 18 条の2 グリーンシート銘柄等の取扱 会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合 は、当該代表取扱会員。) は、当該グリーンシート銘柄等の発行会社が第三者割当による会社法第199条第1項に規定する募集株式 及び会社法第238条第1項に規定する募集新 株予約権の割当てを行う場合、発行会社より、割当てを受ける者(グリーンシート銘柄等の発行会社又は協会員を除く。)が反社会的勢力でない旨及び反社会的勢力との関係を有していない旨所定の様式により記載した書面にて確認し、その写しを本協会に提出しなければならない。

第 4 章 投資勧誘

(取引についての顧客への説明)

第 19 条 協会員は、グリーンシート銘柄等の 取引を行う顧客(特定投資家(金商法第2条 第31項に規定する特定投資家(同法第34条の 2第5項の規定により特定投資家以外の顧 客とみなされる者を除き、同法第34条の3第 4項(同法第34条の4第6項において準用す る場合を含む。) の規定により特定投資家と みなされる者を含む。)をいう。以下同じ。) を除く。以下この条及び第22条において同 じ。) に対し、金商法第37条の3第1項各号 に掲げる事項に併せてグリーンシート銘柄 等の性格、取引の仕組み、当該協会員におけ るグリーンシート銘柄等の取引方法、グリー ンシート銘柄等に関する情報の周知方法、グ リーンシート銘柄等への投資に当たっての リスク等について記載した契約締結前交付 新 旧

いう。)を同条に定めるところにより交付し、 これらについて十分に説明しなければなら ない。

2 協会員は、フェニックス銘柄の取引(売付 けを除く。) を初めて行う顧客から、当該顧 客の判断と責任においてフェニックス銘柄 の取引を行う旨の確認を得るため、所定の様 式のフェニックス銘柄の取引に関する確認 書を徴求しなければならない。

(投資勧誘)

- 第 20 条 取扱会員等以外の協会員は、顧客の 計算によるフェニックス銘柄の売付けに係 るものを除き、フェニックス銘柄の投資勧誘 を行ってはならない。
- 2 協会員は、フェニックス銘柄の投資勧誘 (次条の規定による場合を除く。) を行うに 際しては、顧客(適格機関投資家を除く。) に対し、直近の会社内容説明書等及び当該直 近の会社内容説明書等(臨時報告書を除く。) の記載日以降に前章の規定により報告した 内容(当該直近の会社内容説明書等に記載さ れているものを除く。) を記した書面を用い て、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分 説明しなければならない。
- 3 協会員は、フェニックス銘柄の投資勧誘を 行うに当たって顧客から取引価格の算定方 法等について説明を求められた場合には、第 35条の規定に基づき公表されるフェニック ス銘柄の気配又は売買価格などを用いるな どして説明しなければならない。

(募集等の取扱い等を行う場合の投資勧誘)

金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、

書面(同項に規定する書面をいう。)を同条 に定めるところにより交付し、これらについ て十分に説明しなければならない。

2 協会員は、グリーンシート銘柄等の取引を 初めて行う顧客(フェニックス銘柄の売却を 行う顧客を除く。) から、当該顧客の判断と 責任においてグリーンシート銘柄等の取引 を行う旨の確認を得るため、所定の様式のグ リーンシート銘柄等の取引に関する確認書 を徴求しなければならない。

(投資勧誘)

- 第 20 条 取扱会員等以外の協会員は、顧客の 計算によるフェニックス銘柄の売付けに係 るものを除き、グリーンシート銘柄等の投資 勧誘を行ってはならない。
- 2 協会員は、グリーンシート銘柄等の投資勧 誘(次条の規定による場合を除く。)を行う に際しては、顧客(適格機関投資家を除く。) に対し、直近の会社内容説明書等及び当該直 近の会社内容説明書等(臨時報告書を除く。) の記載日以降に前章の規定により報告した 内容(当該直近の会社内容説明書等に記載さ れているものは除く。) を記した書面を用い て、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分 説明しなければならない。
- 3 協会員は、グリーンシート銘柄等の投資勧 誘を行うに当たって顧客から取引価格の算 定方法等について説明を求められた場合に は、第35条の規定に基づき公表されるグリー ンシート銘柄等の気配や売買価格などを用 いるなどして説明しなければならない。

(募集等の取扱い等を行う場合の投資勧誘)

第 21 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が 第 21 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が 金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、

新 旧

金商法第13条及び第15条第2項の規定により目論見書の作成及び交付をしなければならないフェニックス銘柄の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行うに際しては、顧客に対し、法令の定めに従って当該目論見書を交付した上で、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。

2 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商 品仲介業務の委託を行う特別会員は、金商法 第13条及び第15条第2項の規定による目論 見書の作成及び交付を要しないフェニック ス銘柄の募集、売出し、私募若しくは私売出 し(金商法第2条第4項第2号イからハまで のいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。 以下同じ。)(以下「募集等」という。)の取 扱い又は売出し若しくは私売出し(以下「募 集等の取扱い等」という。)を行うに際して は、顧客に対し、有価証券報告書又は店頭有 価証券規則第5条に規定する記載内容に加 え、当該募集等を行う当該フェニックス銘柄 の証券情報を企業内容等の開示に関する内 閣府令に定める有価証券届出書の「証券情 報」の記載事項に準拠して追記した会社内容 説明書(前章の報告の内容を記した書面があ る場合は、当該書面を含む。以下この項にお いて同じ。)を用いて、当該銘柄及びその発 行会社の内容を十分説明しなければならな い。ただし、適格機関投資家に対する投資勧 誘においては、この限りでない。

(<u>フェニックス銘柄</u>であることの明示)

第 22 条 協会員は、顧客からフェニックス銘 柄の取引の注文を受ける際は、その都度、当 金商法第13条及び第15条第2項の規定により目論見書の作成及び交付をしなければならないグリーンシート銘柄等の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行うに際しては、顧客に対し、法令の定めに従って当該目論見書を交付した上で、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。

2 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商 品仲介業務の委託を行う特別会員は、金商法 第13条及び第15条第2項の規定による目論 見書の作成及び交付を要しないグリーンシ ート銘柄等の募集、売出し、私募若しくは私 売出し(金商法第2条第4項第2号イからハ までのいずれかに該当する売付け勧誘等を いう。以下同じ。)の取扱い又は売出し若し くは私売出し(以下「募集等の取扱い等」と いう。)を行うに際しては、顧客に対し、有 価証券報告書又は第2条第4号に規定する 記載内容に加え、当該募集等を行う当該グリ ーンシート銘柄等の証券情報を企業内容等 の開示に関する内閣府令又は特定有価証券 の内容等の開示に関する内閣府令に定める 有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に 準拠して追記した会社内容説明書(前章の報 告の内容を記した書面がある場合は、当該書 面を含む。以下この項において同じ。)を用 いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十 分説明しなければならない。ただし、適格機 関投資家に対する投資勧誘においては、この 限りでない。

(<u>グリーンシート銘柄等</u>であること<u>等</u>の明示)

第22条 協会員は、顧客から<u>グリーンシート</u> <u>銘柄等</u>の取引の注文を受ける際は、その都

該有価証券がフェニックス銘柄であること を明示しなければならない。 度、当該有価証券がグリーンシート銘柄又は フェニックス銘柄であること及びグリーン シート銘柄である場合には当該グリーンシ ート銘柄の区分を明示しなければならない。

第5章 売 買

(顧客からの確認事項等)

第23条 会員は、顧客からフェニックス銘柄 の注文を受ける場合には、あらかじめ次の各 号に掲げる事項を当該顧客に確認しなけれ ばならない。

 $1 \sim 4$ (現行どおり)

2 会員は、顧客からフェニックス銘柄の注文 を受ける場合には、その都度、次に掲げる事 項について指示を受けなければならない。

 $1 \sim 7$ (現行どおり)

(売買及び受渡し)

- 第 24 条 フェニックス銘柄の店頭取引は、委託の媒介、取次ぎ若しくは代理又は仕切りの形式により、会員間又は会員と顧客との間の相対売買により行わなければならない。
- 2 フェニックス銘柄の店頭取引(委託の媒介を除く。以下この条において同じ。)の受渡しは、個別受渡しとし、売買約定日から起算して4日目(休業日を除いて日数計算を行うものとする。以下この条における日数計算について同じ。)の日に行わなければならない。ただし、売方会員が買方会員の承認を受けたものについては、売買約定の日から起算して4日目の日前に、又は7日目の日までに、その受渡しを行うことができる。

第5章 売 買

(顧客からの確認事項等)

第23条 会員は、顧客から<u>グリーンシート銘</u> <u>柄等</u>の注文を受ける場合には、あらかじめ次 の各号に掲げる事項を当該顧客に確認しな ければならない。

 $1 \sim 4$ (省略)

2 会員は、顧客からグリーンシート銘柄等の 注文を受ける場合には、その都度、次に掲げ る事項について指示を受けなければならな い。

1~7 (省略)

(売買及び受渡し)

- 第 24 条 <u>グリーンシート銘柄等</u>の店頭取引は、委託の媒介、取次ぎ若しくは代理又は仕切りの形式により、会員間又は会員と顧客との間の相対売買により行わなければならない。
- 2 <u>グリーンシート銘柄等</u>の店頭取引(委託の 媒介を除く。以下この条において同じ。)の 受渡しは、個別受渡しとし、売買約定日から 起算して4日目(休業日を除いて日数計算を 行うものとする。以下この条における日数計 算について同じ。)の日に行わなければなら ない。ただし、売方会員が買方会員の承認を 受けたものについては、売買約定の日から起 算して4日目の日前に、又は7日目の日まで に、その受渡しを行うことができる。

新

る)

3 前項の受渡しは、振替法第13条第1項に規定する株券又は新株予約権付社債券を発行した者の同意を得て、指定振替機関が取り扱う株券及び転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。)(次項において「指定振替機関取扱転換社債型新株予約権付社債券」という。)にあっては、指定振替機関が開設する口座での口座振替により行わなければならない。

(削

4(現行どおり)5(現行どおり)6(現行どおり)7(現行どおり)

(自己売買)

第 25 条 会員は、フェニックス銘柄について 自己の計算による売買を行う場合において は、公正な価格形成及び経営の健全性を損な うことのないよう留意するものとする。

(過当の取引)

第 28 条 会員は、フェニックス銘柄については、自己又は関係会社等の計算において、自己の資力又は当該フェニックス銘柄の取引

- 3 グリーンシート銘柄等の店頭取引の受渡 しは、当該店頭取引に係る株券、新株予約権 証券、新株予約権付社債券、優先出資証券、 投資証券又は新投資口予約権証券をもって 行わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、受渡物件の授受は、振替法第13条第1項に規定する株券等を発行した者の同意を得て、指定振替機関が取り扱う株券 (以下この条において「指定振替機関取扱株券」という。) 及び転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下この条において「指定振替機関取扱転換社債型新株予約権付社債券」という。) にあっては、指定振替機関が開設する口座での口座振替により、それ以外の有価証券にあっては、本協会が認める決済会社が開設する口座での口座振替により行うことができる。

 5
 (省 略)

 6
 (省 略)

 7
 (省 略)

 8
 (省 略)

(自己売買)

第 25 条 会員は、<u>グリーンシート銘柄等</u>について自己の計算による売買<u>(以下「自己売買」という。)</u>を行う場合においては、公正な価格形成及び経営の健全性を損なうことのないよう留意するものとする。

(過当の取引)

第 28 条 会員は、<u>グリーンシート銘柄等</u>については、自己又は関係会社等の計算において、自己の資力又は当該<u>グリーンシート銘柄</u>

新 旧

状況に比し、過当とみられる店頭取引を行っ てはならない。

(買あおり又は売崩し)

第 29 条 会員は、フェニックス銘柄について 他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を仮装 し又は相場に不当な影響を与え若しくは実 勢を反映しない作為的相場を形成する等の 目的をもって、順次に気配若しくは売買価格 を高くして買付けを行い又は順次に気配若 しくは売買価格を低くして売付けを行う等 の行為を行ってはならない。

(成行注文の受託及び信用取引の禁止)

- 第30条 協会員は、フェニックス銘柄につい ては成行注文を受けてはならない。
- 2 協会員は、フェニックス銘柄については信 用取引(協会員が信用の供与を受けて行う売 買を含む。)を行ってはならない。

(削る)

第6章 売買管理

(取引時間帯)

第 31 条 会員がフェニックス銘柄の店頭取 引を行うことができる時間は、午前9時00分 から午後3時00分まで(休業日を除く。)と する。

(不正取引行為の禁止等)

第 32 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が │ 第 32 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が 金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、 フェニックス銘柄の店頭取引を行うにあた |

等の取引状況に比し、過当とみられる店頭取 引を行ってはならない。

(買あおり又は売崩し)

第29条 会員は、グリーンシート銘柄等につ いて他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を 仮装し又は相場に不当な影響を与え若しく は実勢を反映しない作為的相場を形成する 等の目的をもって、順次に気配若しくは売買 価格を高くして買付けを行い又は順次に気 配若しくは売買価格を低くして売付けを行 う等の行為を行ってはならない。

(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭 有価証券の店頭取引の禁止)

- 第30条 協会員は、グリーンシート銘柄等に ついては成行注文を受けてはならない。
- 2 協会員は、グリーンシート銘柄等について は信用取引(協会員が信用の供与を受けて行 う売買を含む。)を行ってはならない。
- 3 協会員は、未発行のグリーンシート銘柄に ついては店頭取引を行ってはならない。

第6章 売買管理

(取引時間帯)

第 31 条 会員がグリーンシート銘柄等の店 頭取引を行うことができる時間は、午前9時 00分から午後3時00分まで(休業日を除く。) とする。

(不正取引行為の禁止等)

金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、 グリーンシート銘柄等の店頭取引を行うに 新 旧

っては、当該店頭取引が金商法その他関係法 令及びこの規則の規定に反しないものであ ることを確認しなければならない。

(現行どおり) 2

(売買審査)

第33条 本協会は、次の各号に定めるフェニ ックス銘柄の売買について審査を行うもの とする。

1 (現行どおり)

- 2 フェニックス銘柄の発行会社に係る金 商法第166条第1項に規定する業務等に関 する重要事実及びフェニックス銘柄に係 る金商法第167条第3項に規定する公開買 付け等事実(以下「重要事実等」という。) が公表された銘柄の売買等
- 3 その他本協会が審査の必要があると認 めたフェニックス銘柄の売買
- 2 前項各号に掲げる<u>フェニックス銘柄</u>の売 買の審査は、次の各号に掲げる項目その他の 項目のうち、必要なものについて行う。

 $1 \sim 4$ (現行どおり)

- 3 本協会は、フェニックス銘柄の店頭取引に 関して必要があると認める場合は、協会員に 対し、照会等を行うことができる。
- 4 協会員は、前項の規定に基づきフェニック ス銘柄の店頭取引に関し本協会が照会等を 行った場合には、直ちに当該照会等の事項に ついて正確に報告しなければならない。
- に担当するフェニックス銘柄担当責任者及 びフェニックス銘柄担当者を定めるととも に、所定の様式により、本協会に届け出なけ ればならない。なお、当該責任者及び担当者 について変更が生じた場合は、所定の様式に より、改めて本協会に届け出なければならな

あたっては、当該店頭取引が金商法その他関 係法令及びこの規則の規定に反しないもの であることを確認しなければならない。

(省 略) 2

(売買審査)

第33条 本協会は、次の各号に定めるグリー ンシート銘柄等の売買について審査を行う ものとする。

(省 略)

- 2 グリーンシート銘柄等の発行会社に係 る金商法第166条第1項に規定する業務等 に関する重要事実及び<u>グ</u>リーンシート銘 柄等に係る金商法第167条第3項に規定す る公開買付け等事実(以下「重要事実等」 という。) が公表された銘柄の売買等
- 3 その他本協会が審査の必要があると認 めたグリーンシート銘柄等の売買
- 2 前項各号に掲げる<u>グリーンシート銘柄等</u> の売買の審査は、次の各号に掲げる項目その 他の項目のうち、必要なものについて行う。

1~4 (省 略)

- 3 本協会は、グリーンシート銘柄等の店頭取 引に関して必要があると認める場合は、協会 員に対し、照会等を行うことができる。
- 4 協会員は、前項の規定に基づきグリーンシ ート銘柄等の店頭取引に関し本協会が照会 等を行った場合には、直ちに当該照会等の事 項について正確に報告しなければならない。
- 5 取扱会員等は、前項の照会等への対応を主 5 取扱会員等は、前項の照会等への対応を主 に担当するグリーンシート銘柄等担当責任 者及びグリーンシート銘柄等担当者を定め るとともに、所定の様式により、本協会に届 け出なければならない。なお、当該責任者及 び担当者について変更が生じた場合は、所定 の様式により、改めて本協会に届け出なけれ

11

(売買の停止)

第 34 条 本協会は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより、フェニックス銘柄の店頭取引を停止することができる。

(削る)

- <u>1</u> (現行どおり)
- 2 フェニックス銘柄又はその発行会社に 関し、投資者の投資判断に重大な影響を与 えるおそれがあると認められる情報が生 じている場合で、当該情報の内容が不明確 である場合又は本協会が当該情報の内容 を周知させる必要があると認める場合

フェニックス銘柄 又はその発行会社に 関し、会社情報報告細則により報告が必要 とされる事実に関する情報が生じている 場合において、本協会が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表 等が行われたことを本協会が確認した後 15分を経過した時(フェニックス銘柄としての指定を取り消す事由に該当する場合 又はそのおそれがあると認める場合は、本協会が指定取消しの決定に関する発表を 行った後15分を経過した時)まで。ただし、 当該銘柄のフェニックス銘柄としての指定を取り消すこととした場合その他本協 ばならない。

(売買の停止)

- 第 34 条 本協会は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより、<u>グリーンシート銘柄等</u>の店頭取引を停止することができる。
 - 1 グリーンシート銘柄の発行会社が株式 の併合又は分割等のため、株券の提出を求 める場合で、本協会が必要があると認める 場合

原則として、株券提出期間満了の日の3 日前の日(株券提出期間満了の日が休業日 に当たるときは、当該日の4日前の日)か ら当該併合又は分割等の効力発生の日の 前日まで。

- 2 (省略)
- 3 グリーンシート銘柄等又はその発行会社に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本協会が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合

グリーンシート銘柄等又はその発行会社に関し、会社情報等報告細則により報告が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、本協会が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本協会が確認した後15分を経過した時(グリーンシート銘柄等としての指定を取り消す事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本協会が指定取消しの決定に関する発表を行った後15分を経過した時)まで。ただし、当該銘柄のグリーンシート銘

会が停止の継続を適当と認めた場合は、停 止期間を延長することができる。

<u>3</u> (現行どおり)

2 会員は、本協会が前項の規定によりフェニックス銘柄の店頭取引を停止している間は、 当該フェニックス銘柄の店頭取引を行って はならない。

第 7 章 気配提示・報告及び売買報告

(気配の提示、報告及び公表等)

- 第35条 取扱会員等は、自社が取扱会員又は 準取扱会員として指定されているフェニックス銘柄の店頭取引を行う際の売買価格の 参考となる売り気配又は買い気配(以下「気配」という。)を、取扱部店の店頭等において、日次公表と明示した銘柄については毎営業日、週次公表と明示した銘柄については週1回以上の頻度で、継続的に提示しなければならない。ただし、会社買収等本協会が特に認めた場合は、この限りでない。
- 2 取扱会員等が取扱部店以外でフェニック ス銘柄の気配を提示する場合は、当該気配と 併せて会員名及び取扱部店名並びに当該気 配の提示日を明示しなければならない。
- 3 取扱会員等は、第1項の規定により提示した直近の気配を、日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後5時00分までに、週次公表と明示した銘柄については毎週月曜日(当日が休業日の場合は、翌営業日)の午後5時00分までに、所定の様式により、本協

柄等としての指定を取り消すこととした 場合その他本協会が停止の継続を適当と 認めた場合は、停止期間を延長することが できる。

4 (省略)

2 会員は、本協会が前項の規定により<u>グリーンシート銘柄等</u>の店頭取引を停止している間は、当該<u>グリーンシート銘柄等</u>の店頭取引を行ってはならない。

第 7 章 気配提示・報告及び売買報告

(気配の提示、報告及び公表等)

- 第35条 取扱会員等は、自社が取扱会員又は 準取扱会員として指定されているグリーン シート銘柄等の店頭取引を行う際の売買価格の参考となる売り気配又は買い気配(以下「気配」という。)を、取扱部店の店頭等において、平成27年5月29日改正前のこの規則第9条第2項において日次公表と明示した銘柄については毎営業日、週次公表と明示した銘柄については週1回以上の頻度で、継続的に提示しなければならない。ただし、会社買収等本協会が特に認めた場合については、この限りでない。
- 2 取扱会員等が取扱部店以外で<u>グリーンシート銘柄等</u>の気配を提示する場合は、当該気配と併せて会員名及び取扱部店名並びに当該気配の提示日を明示しなければならない。
- 3 取扱会員等は、第1項の規定により提示した直近の気配を、平成27年5月29日改正前の この規則第9条第2項において日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後5 時00分までに、週次公表と明示した銘柄については毎週月曜日(当日が休業日の場合は、

会に報告しなければならない。

- 4 会員(取扱会員等を除く。第6項において同じ。)は、自己の計算において同時に多数の者に対しフェニックス銘柄の売付け又は買付けの申込みをした場合及びフェニックス銘柄の売買の受託等をした場合は、日次公表とされている銘柄については当該営業日の午後5時00分までに、週次公表とされている銘柄については当該営業日の空週月曜日(当日が休業日の場合は、翌営業日)の午後5時00分までに、直近の申込みに係る価格及び数量等を、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。
- 5 取扱会員等は、自社が取扱会員又は準取扱会員として指定を受けているフェニックス <u>銘柄</u>の店頭取引の内容について、日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後5 時00分までに、週次公表と明示した銘柄については毎週月曜日(当日が休業日の場合は、 翌営業日)の午後5時00分までに、所定の様 式により、本協会に報告しなければならない。
- 6 会員は、フェニックス銘柄の店頭取引を行った場合は、日次公表とされている銘柄については当該営業日の午後5時00分までに、週次公表とされている銘柄については当該営業日の翌週月曜日(当日が休業日の場合は、翌営業日)の午後5時00分までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。
- 7 本協会は、第3項から前項までの規定により会員から報告されたフェニックス銘柄の 気配及び売買の内容について公表する。

翌営業日)の午後5時00分までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。

- 4 会員(取扱会員等を除く。第6項において同じ。)は、自己の計算において同時に多数の者に対しグリーンシート銘柄等の売付け又は買付けの申込みをした場合及びグリーンシート銘柄等の売買の受託等をした場合は、日次公表とされている銘柄については当該営業日の午後5時00分までに、週次公表とされている銘柄については当該営業日の翌週月曜日(当日が休業日の場合は、翌営業日)の午後5時00分までに、直近の申込みに係る価格及び数量等を、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。
- 5 取扱会員等は、自社が取扱会員又は準取扱会員として指定を受けているグリーンシート銘柄等の店頭取引の内容について、平成27年5月29日改正前のこの規則第9条第2項において日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後5時00分までに、週次公表と明示した銘柄については毎週月曜日(当日が休業日の場合は、翌営業日)の午後5時00分までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。
- 6 会員は、<u>グリーンシート銘柄等</u>の店頭取引を行った場合は、日次公表とされている銘柄については当該営業日の午後5時00分までに、週次公表とされている銘柄については当該営業日の翌週月曜日(当日が休業日の場合は、翌営業日)の午後5時00分までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。
- 7 本協会は、第3項から前項までの規定により会員から報告された<u>グリーンシート銘柄</u> 等の気配及び売買の内容について公表する。

第8章 指定の取消し

(取扱会員としての指定の取消し)

- 第 36 条 (現行どおり)
- 2 フェニックス銘柄の募集等の取扱い等を 行った取扱会員は、当該募集等に係る払込日 又は受渡日以後6か月を経過する日までの 間は、前項の届出を行うことができない。た だし、本協会が特に認めた場合は、この限り でない。
- 3・4 (現行どおり)
- 5 フェニックス銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第1項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。
 - 1 取引所金融商品市場への上場 フェニックス銘柄が取引所金融商品市 場に上場されることとなった場合
 - 2 破産手続、再生手続又は更生手続 フェニックス銘柄の発行会社が法律の 規定に基づく破産手続、再生手続若しくは 更生手続を必要とするに至った場合又は これに準ずる状態になった場合
 - 3 銀行取引の停止

フェニックス銘柄の発行会社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

4 営業活動の停止

フェニックス銘柄の発行会社が営業活動若しくは事業活動を停止した場合又はこれに準ずる状態になった場合

5 会社内容説明書等の提出遅延 フェニックス銘柄の発行会社が第15条

第8章 指定の取消し

(取扱会員としての指定の取消し)

- 第 36 条 (省 略)
- 2 <u>グリーンシート銘柄等</u>の募集等の取扱い等を行った取扱会員は、当該募集等に係る払込目又は受渡日以後6か月を経過する日までの間は、前項の届出を行うことができない。ただし、本協会が特に認めた<u>場合は</u>この限りでない。
- 3・4 (省略)
- 5 <u>グリーンシート銘柄等</u>が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第1項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。
 - 1 取引所金融商品市場への上場 グリーンシート銘柄等が取引所金融商 品市場に上場されることとなった場合
 - 2 破産手続、再生手続又は更生手続 グリーンシート銘柄等の発行会社が法 律の規定に基づく破産手続、再生手続若し くは更生手続を必要とするに至った場合 又はこれに準ずる状態になった場合
 - 3 銀行取引の停止

グリーンシート銘柄等の発行会社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

4 営業活動の停止

グリーンシート銘柄等の発行会社が営業活動若しくは事業活動を停止した場合 又はこれに準ずる状態になった場合

5 会社内容説明書等の提出遅延 グリーンシート銘柄等の発行会社が第 新 旧

第1項及び第6項に規定する期間の経過後1か月以内に会社内容説明書等(臨時報告書を除く。)を本協会に提出しなかった場合又は有価証券報告書若しくは半期報告書を金商法第24条第1項若しくは第24条の5第1項に規定する期間の経過後1か月以内に内閣総理大臣に提出しなかった場合

6 虚偽記載(有価証券報告書提出会社にお いては、内閣総理大臣等から訂正命令(原 則として、金商法第10条(金商法第24条の 2及び第24条の5において準用する場合 を含む。) 又は第23条の10に係る訂正命令 をいう。) 若しくは課徴金納付命令(金商 法第172条の2第1項(同条第4項におい て準用する場合を含む。) 又は金商法第172 条の4第1項若しくは第2項に係る命令 をいう。) を受けた場合又は内閣総理大臣 等若しくは証券取引等監視委員会により 金商法第197条若しくは第207条に係る告 発が行われた場合、又は有価証券届出書、 発行登録書及び発行登録追補書類並びに これらの書類の添付書類及びこれらの書 類に係る参考書類、有価証券報告書及びそ の添付書類、半期報告書並びに目論見書に 係る訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正 報告書を提出した場合であって、本協会が その訂正した内容を重要と認めるもので ある場合をいうものとし、会社内容説明書 提出会社においては、フェニックス銘柄の 発行会社が会社内容説明書を訂正した場 合であって、本協会がその訂正した内容を 重要であると認めるものである場合をい うものとする。) 又は不適正意見等

次のイ又は口に該当する場合

イ フェニックス銘柄の発行会社が会社

15条第1項及び第6項に規定する期間の 経過後1か月以内に会社内容説明書等(臨 時報告書を除く。)を本協会に提出しなか った場合又は有価証券報告書若しくは半 期報告書を金商法第24条第1項若しくは 第24条の5第1項に規定する期間の経過 後1か月以内に内閣総理大臣に提出しな かった場合

6 虚偽記載(有価証券報告書提出会社にお いては、内閣総理大臣等から訂正命令(原 則として、金商法第10条(金商法第24条の 2及び第24条の5において準用する場合 を含む。) 又は第23条の10に係る訂正命令 をいう。) 若しくは課徴金納付命令(金商 法第172条の2第1項(同条第4項におい て準用する場合を含む。) 又は金商法第172 条の4第1項若しくは第2項に係る命令 をいう。) を受けた場合又は内閣総理大臣 等若しくは証券取引等監視委員会により 金商法第197条若しくは第207条に係る告 発が行われた場合、又は有価証券届出書、 発行登録書及び発行登録追補書類並びに これらの書類の添付書類及びこれらの書 類に係る参考書類、有価証券報告書及びそ の添付書類、半期報告書並びに目論見書に 係る訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正 報告書を提出した場合であって、本協会が その訂正した内容を重要と認めるもので ある場合をいうものとし、会社内容説明書 提出会社においては、グリーンシート銘柄 等の発行会社が会社内容説明書を訂正し た場合であって、本協会がその訂正した内 容を重要であると認めるものである場合 をいうものとする。) 又は不適正意見等

次のイ又は口に該当する場合

イ グリーンシート銘柄等の発行会社が

内容説明書等に虚偽記載を行い、かつ、 その影響が重大であると本協会が認め た場合

ロ 公認会計士又は監査法人による総合 意見が適正又は適法である旨の監査報 告書又は中間監査報告書が、フェニック ス銘柄の発行会社が会社内容説明書等 に記載する財務諸表、連結財務諸表、中 間財務諸表又は中間連結財務諸表に添 付されていないこと。

7 会社情報の不適切な報告

取扱会員が、フェニックス銘柄の発行会 社についての第16条第1項、第17条第2項 及び第18条第1項に規定する会社情報の 報告を適時適切に行わず、かつ、その影響 が重大であると本協会が認めた場合

8 株主名簿管理人への株式事務の委託

フェニックス銘柄の発行会社が株式事務を株主名簿管理人に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

9 譲渡制限

フェニックス銘柄の発行会社が当該銘 柄の譲渡につき制限を行うこととした場 合

10 全部取得

フェニックス銘柄の発行会社が当該銘 柄に係る株式の全部を取得する場合

10の2 株式等売渡請求 (会社法第179条の 3第1項に規定する株式等売渡請求をい う。) による取得

特別支配株主(会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいう。)がフェニ

会社内容説明書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると本協会が認めた場合

ロ 公認会計士又は監査法人による総合 意見が適正又は適法である旨の監査報 告書又は中間監査報告書が、グリーンシ 一ト銘柄等の発行会社が会社内容説明 書等に記載する財務諸表、連結財務諸 表、中間財務諸表又は中間連結財務諸表 に添付されていないこと。

7 会社情報の不適切な報告

取扱会員が、<u>グリーンシート銘柄等</u>の発行会社についての第16条第1項、第17条第2項及び第18条第1項に規定する会社情報の報告を適時適切に行わず、かつ、その影響が重大であると本協会が認めた場合

8 株主名簿管理人への株式事務の委託

グリーンシート銘柄等の発行会社が株式事務を株主名簿管理人(当該有価証券が投資証券等である場合は投信法第166条第2項第8号に規定する投資主名簿等管理人)に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

9 譲渡制限

グリーンシート銘柄等の発行会社が当該銘柄の譲渡につき制限を行うこととした場合

10 全部取得

グリーンシート銘柄等の発行会社が当 該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

10の2 株式等売渡請求(会社法第179条の 3第1項に規定する株式等売渡請求をい う。)による取得

特別支配株主(会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいう。)がグリー

<u>ックス銘柄</u>の発行会社の当該銘柄に係る 株式の全部を取得する場合

11 完全子会社化

フェニックス銘柄の発行会社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

- 12 (現行どおり)
- 13 フェニックス銘柄の発行会社が反社会 的勢力である事実、又は発行会社が反社会 的勢力と関係を有しているものとして次 に掲げる関係を有している事実が判明し た場合
 - イ 次の(1)から(3)までに掲げる者のいずれかが反社会的勢力である関係
 - (1) フェニックス銘柄の発行会社の親会社等(親会社又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社をいう。以下この号において同じ。)
 - (2) フェニックス銘柄の発行会社の子会社
 - (3) フェニックス銘柄の発行会社の役員(取締役、会計参与(会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。)、監査役、執行役(理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。)をいう。)
 - ロ イのほか反社会的勢力が<u>フェニック</u> ス<u>銘柄</u>の発行会社の経営に関与してい る関係
- 14 その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本協会が当該銘柄のフェニックス銘柄としての指定を取り消すことが適当であると判断した場合

<u>ンシート銘柄等</u>の発行会社の当該銘柄に 係る株式の全部を取得する場合

11 完全子会社化

グリーンシート銘柄等の発行会社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

- 12 (省略)
- 13 <u>グリーンシート銘柄等</u>の発行会社が反 社会的勢力である事実、又は発行会社が反 社会的勢力と関係を有しているものとし て次に掲げる関係を有している事実が判 明した場合
 - イ 次の(1)から(3)までに掲げる者のいずれかが反社会的勢力である関係
 - (1) <u>グリーンシート銘柄等</u>の発行会社 の親会社等(親会社又は<u>財務諸表等</u> <u>規則</u>第8条第17項第4号に規定する <u>その他関係会社</u>をいう。以下この号 において同じ。)
 - (2) <u>グリーンシート銘柄等</u>の発行会社 の子会社
 - (3) <u>グリーンシート銘柄等</u>の発行会社 の役員(取締役、会計参与(会計参 与が法人であるときはその職務を行 うべき社員を含む。)、監査役、執行 役(理事及び監事その他これらに準 ずるものを含む。)をいう。)
 - ロ イのほか反社会的勢力が<u>グリーンシ</u> <u>ート銘柄等</u>の発行会社の経営に関与し ている関係
- 14 その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本協会が当該銘柄のグリーンシート銘 <u>柄等</u>としての指定を取り消すことが適当 であると判断した場合 新

6~8 (現行どおり)

(フェニックス銘柄としての指定の取消し)

- 第 37 条 本協会は、取扱会員が皆無となった フェニックス銘柄について、フェニックス銘 柄としての指定を取り消す。
- 2 前項の規定によりフェニックス銘柄としての指定を取り消す際に、なお準取扱会員として指定している会員がある場合は、本協会は、当該取消しと同時に、すべての準取扱会員としての指定を取り消す。

3 (現行どおり)

第 9 章 適格機関投資家限定勧誘の特例

(適格機関投資家限定勧誘の特例)

- 第 38 条 フェニックス銘柄の募集等において、会員(当該銘柄の取扱会員等を除く。以下この条において同じ。)及び当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員が当該募集等の取扱い等を行う場合で、当該募集等で取得したフェニックス銘柄に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うときには、当該会員には前7章の規定を適用しない。
- 2 店頭有価証券規則第4条第2項及び第3 項の規定は、前項の譲渡制限について準用する。この場合において、「店頭有価証券」と あるのは「フェニックス銘柄」と読み替える ものとする。

3 (現行どおり)

6~8 (省略)

(<u>グリーンシート銘柄等</u>としての指定の取消し)

- 第 37 条 本協会は、取扱会員が皆無となった グリーンシート銘柄等について、グリーンシート銘柄等としての指定を取り消す。
- 2 前項の規定により<u>グリーンシート銘柄等</u> としての指定を取り消す際に、なお準取扱会 員として指定している会員がある場合は、本 協会は、当該取消しと同時に、すべての準取 扱会員としての指定を取り消す。

3 (省略)

第 9 章 適格機関投資家限定勧誘の特例

(適格機関投資家限定勧誘の特例)

- 第 38 条 <u>グリーンシート銘柄等</u>の募集等において、会員(当該銘柄の取扱会員等を除く。以下この条において同じ。)及び当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員が当該募集等の取扱い等を行う場合で、当該募集等で取得した<u>グリーンシート銘柄等</u>に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うときには、当該会員には前7章の規定を適用しない。
- 2 店頭有価証券規則第4条第2項及び第3項の規定は、前項の譲渡制限について準用する。この場合において、「店頭有価証券」とあるのは「グリーンシート銘柄等」と読み替えるものとする。

3 (省略)

第 10 章 雑 則

(顧客への配分)

第 39 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が 金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、 フェニックス銘柄の募集若しくは売出しの 取扱い又は売出しを行うに当たっては、「株 券等の募集等の引受け等に係る顧客への配 分に関する規則」に基づき適正に行わなけれ ばならない。

(電磁的方法による徴求)

第 40 条 協会員は、第19条第2項に規定する フェニックス銘柄の取引に関する確認書の 徴求に代えて、「書面の電磁的方法による提 供等の取扱いに関する規則」に定めるところ により、当該書面に記載すべき事項について 電子情報処理組織を使用する方法その他の 情報通信の技術を利用する方法により提供 を受けることができる。この場合において、 当該協会員は、当該書面を徴求したものとみ なす。

(制度負担金)

- 第 42 条 取扱会員等は、本協会が別に定めるところにより、制度負担金を本協会に納入しなければならない。ただし、必要に応じ、<u>フェニックス銘柄</u>の発行会社が納入することを妨げない。
- 2 前項ただし書の場合において、取扱会員 (代表取扱会員を定めている場合において は、当該代表取扱会員)は、フェニックス銘 柄の発行会社に対し、制度負担金を納入する よう責任を持って指導しなければならない。

第 10 章 雑 則

(顧客への配分)

第39条 取扱会員等及び当該取扱会員等が 金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、 グリーンシート銘柄等の募集若しくは売出 しの取扱い又は売出しを行うに当たっては、 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客へ の配分に関する規則」に基づき適正に行わな ければならない。

(電磁的方法による徴求)

第 40 条 協会員は、第19条第2項に規定する <u>グリーンシート銘柄等</u>の取引に関する確認 書の徴求に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めると ころにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その 他の情報通信の技術を利用する方法により 提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したもの とみなす。

(制度負担金)

- 第 42 条 取扱会員等は、本協会が別に定めるところにより、制度負担金を本協会に納入しなければならない。ただし、必要に応じ、<u>グリーンシート銘柄等</u>の発行会社が納入することを妨げない。
- 2 前項ただし書の場合において、取扱会員 (代表取扱会員を定めている場合において は、当該代表取扱会員)は、グリーンシート <u>銘柄等</u>の発行会社に対し、制度負担金を納入 するよう責任を持って指導しなければなら ない。

(反社会的勢力の排除の仕組みに係る指導)

第 43 条 フェニックス銘柄の取扱会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。)は、当該フェニックス銘柄の発行会社が定める反社会的勢力を排除する仕組みについて、当該発行会社に対し適切に指導しなければならない。

付 則

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この改正施行の目前にグリーンシート銘 柄の取扱会員又は準取扱会員として指定さ れていた協会員に対する第36条第8項の規 定の適用については、改正後の規定にかかわ らず、なお従前の例による。

(削る)

(反社会的勢力の排除の仕組みに係る指導)

第 43 条 <u>グリーンシート銘柄等</u>の取扱会員 (取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、 当該代表取扱会員。)は、当該<u>グリーンシー</u> <u>ト銘柄等</u>の発行会社が定める反社会的勢力 を排除する仕組みについて、当該発行会社に 対し適切に指導しなければならない。

(別 表)

<u>第 13 条第 1 項の規定による判定の基準</u>

- I. 会社内容説明書を提出してエマージング区分に指定した場合
 - ①指定日から1年を経過した日を含む 事業年度におけるa.売上高、b.営 業利益又はc.経常利益のそれぞれの 実績額
 - ②指定日の直前事業年度における a. 売 上高、b. 営業利益又は c. 経常利益 のそれぞれの実績額
 - ③指定の際の会社内容説明書に記載した、指定日から1年を経過した日を含む事業年度におけるa.売上高、b.営業利益又はc.経常利益のそれぞれの計画額

新	В
491	IH
	※エマージング区分に指定した後に行
	われる業績予想の修正については、こ
	れらの数値に反映しない。
	1. 増収・増益予想 [(③-②) > 0] の
	1. 相級 相無 1 恋 [(() (() (() () () () () () () () () () (
	1-2
	<u>—————————————————————————————————————</u>
	a から c のそれぞれ同一の項目の該当
	数値を用いて、それぞれの項目について
	算出する。)
	経常利益のそれぞれの数値がいずれも
	50 に満たないときは、エマージングか
	らオーディナリーに変更する届出を行
	わなければならない。
	2. 増収・減益予想 [(③-②) ≦0] の
	<u></u>
	 売上高、営業利益又は経常利益におい
	て、いずれも①が③に満たないときは、
	エマージングからオーディナリーに変
	更する届出を行わなければならない。
	Ⅱ.金融商品取引法上の有価証券届出書又
	は有価証券報告書を提出してエマージン
	<u>グ区分に指定した場合</u>
	当該銘柄の事業の成長性の有無につい
	て審査を行い、事業の成長性が認められ
	ないと判断したときは、エマージングか
	らオーディナリーに変更する届出を行わ
	<u>なければならない。</u>

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告 に関する細則」の一部改正について

> 平成 30 年 1 月 30 日 (下線部分改正)

新 旧

フェニックス銘柄の発行会社における会社情報 の本協会への報告に関する細則

(目的等)

- 第 1 条 この細則は、「フェニックス銘柄に 関する規則」(以下「規則」という。)第16 条の施行に関し、必要な事項を定める。
- 2 この細則の規定は、フェニックス銘柄の発 行会社における会社情報の本協会への報告に ついて、取扱会員が報告すべき最低限の内容 を定めたものであり、取扱会員は、この細則 の規定を理由として、積極的かつ適時、適切 な会社情報の報告を怠ってはならない。

グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の 発行会社等における会社情報等の本協会への 報告に関する細則

(目的等)

- 第 1 条 この細則は、「グリーンシート銘柄 及びフェニックス銘柄に関する規則」(以下 「規則」という。)第16条の施行に関し、必 要な事項を定める。
- 2 この細則の規定は、グリーンシート銘柄及 びフェニックス銘柄(以下「グリーンシート 銘柄等」という。) の発行会社等(グリーン シート銘柄等が株券、新株予約権証券又は新 株予約権付社債券(以下この項において「株 券等」という。) である場合の発行会社及び グリーンシート銘柄が優先出資証券又は投 資証券若しくは新投資口予約権証券(以下 「投資証券等」という。)である場合の発行 者をいう。以下同じ。) における会社情報等 (グリーンシート銘柄等が株券等である場 合の会社情報及びグリーンシート銘柄が優 先出資証券又は投資証券等である場合の発 行者情報をいう。以下同じ。) の本協会への 報告について、取扱会員が報告すべき最低限 の内容を定めたものであり、取扱会員は、こ の細則の規定を理由として、積極的かつ適 時、適切な会社情報の報告を怠ってはならな V10

(本協会への報告項目)

第 3 条 規則第 16 条第1項に規定する 会社|第 3 条 規則第 16 条第1項に規定する 会社

(本協会への報告項目)

新	旧

情報報告細則 に定める事象は、別表に掲げる ものとする。 情報等報告細則 に定める事象は、別表に掲げるものとする。

(取扱会員及び本協会における縦覧)

第 4 条 規則第 16 条第7項及び第8項に規 定する <u>会社情報報告細則</u>に定めるものは、別 表に掲げるもの(別表中 11 に掲げるものを除 く。)とする。

(指定振替機関の定義)

第 5 条 規則第2条<u>第8号</u>において別に定め る者は、株式会社証券保管振替機構とする。

付 則

この改正は、平成 30 年4月1日から施行する。

(取扱会員及び本協会における縦覧)

第 4 条 規則第 16 条第 7 項及び第 8 項に規 定する <u>会社情報等報告細則</u> に定めるものは、 別表に掲げるもの(別表中 11 に掲げるものを 除く。) とする。

(指定振替機関の定義)

第 5 条 規則第2条<u>第9号</u>において別に定 める者は、株式会社証券保管振替機構とす る。

別 表

第3条及び第4条に規定する別表に掲げるものは、次の報告事象欄に 掲げる事象である。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なも のとしてそれぞれの事象について軽微基準欄に掲げる基準に該当する場 合における当該報告事象欄に掲げる事象を除く。

報告事象欄 軽微基準欄

- 1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)(1)~(32) (現行どおり)
- (33) フェニックス銘柄である転換社債型新株予約権付社債券に係る全部若しくは一部の繰上償還又は社債権者集会の招集その他フェニックス銘柄である転換社債型新株予約権付社債券に関する権利に係る重要な事項
- (34)~(40) (現行どおり)
- (41) (1)から(40)までに掲げる事項のほか、当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該フェニックス銘柄に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- 2 次に掲げる事実が発生した場 合
- (1)~(18) (現行どおり)
- (19) フェニックス銘柄である転換社債型新株予約権付社債に係る社債権者集会の招集その他フェニックス銘柄である転換社債型新株予約権付社債に関する権利に係る重要な事実
- (20)・(21) (現行どおり)
- (22) 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を 流付した有価証券報告書又は中間監査報告書を、内閣総理大臣等は 期報告書を、内閣総理大臣等は 対して、金商法第24条第1項により 対して、金商法第24条第1項により は第24条の5第1項によめない に提出できる見込みのないことと及び当該期間の大きに提出の から起算して8日目(休業日と から起算して8日目でに近びいた。 きる見込みのないことを たった後提出にこれらの開示を行った後提出に こと。
- (23)~(25) (現行どおり)
- (26) (1)から(25)までに掲げる事項

別表

I. エマージング又はオーディナリーとして区分したグリーンシート銘柄 及びフェニックス銘柄

第3条及び第4条に規定する別表に掲げるものは、次の報告事象欄に 掲げる事象である。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なも のとしてそれぞれの事象について軽微基準欄に掲げる基準に該当する場 合における当該報告事象欄に掲げる事象を除く。

軽微基準欄

1 発行会社の業務執行を決定す
る機関が、次に掲げる事項を行う
ことについての決定をした場合
(当該決定に係る事項を行わな
いことを決定した場合を含む。)
(1)~(32) (省 略)

報告事象欄

- (33) グリーンシート銘柄等である転換社債型新株予約権付社債券に係る全部若しくは一部の繰上償還又は社債権者集会の招集その他グリーンシート銘柄等である転換社債型新株予約権付社債券に関する権利に係る重要な事項
- (34)~(40) (省略) (41) (1)から(40)までに掲げる事項のほか、当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該<u>グリーンシート銘柄等</u>に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼ
- 2 次に掲げる事実が発生した場 合

(1)~(18) (省略)

すもの

- (19) <u>グリーンシート銘柄等</u>である転換社債型新株予約権付社債に係る社債権者集会の招集その他<u>グリーンシート銘柄等</u>である転換社債型新株予約権付社債に関する権利に係る重要な事実
- (20)・(21) (省略)
- ② 監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書と派付した有価証券報告書を派付した有価証券報告書を派付した有価証券報告書を、内閣総理大臣等に対して、金商法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのはいこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目(休業日を除外する。)の日までに提出できる見込みのないこと並びにきる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

(23)~(25) (省略)

(26) (1)から(25)までに掲げる事項

- のほか、当該発行会社の運営、 業務若しくは財産又は当該フェ ニックス銘柄に関する重要な事 項であって投資者の投資判断に 著しい影響を及ぼすもの。
- 3 発行会社が親会社を有している場合は、2の(26)に掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社が国内の取引所金融商品市場に上場されている株券の発行者である場合その他本協会が適当と認める者である場合は、この限りでない。
- (1) 発行会社の親会社の業務執行を決定する機関が、当該親会社について1の(3)、(9)から(18)まで、(21)及び(22)に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと(当該決定に係る事項を行わないことを決定したことを含むものとし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして1の軽微基準欄に移びる基準(同1の軽微基準欄中「発行会社」とあるのは「発行会社の親会社」と読み替える。)に該当する場合を除く。)。

(2)・(3) (現行どおり)

- 4~10 (現行どおり)
- 11 発行会社が、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を 行った場合

(1)~(5) (現行どおり)

- (6) フェニックス銘柄である転換社債型新株予約権付社債に関する信託契約、発行契約若しくは社債管理委託契約その他本協会が必要と認める委託契約の変更
- (7) <u>フェニックス銘柄</u>の償還又 は消却

(8)~(10) (現行どおり)

- (11) 他の種類の株式への転換が行われる株式のフェニックス <u>銘柄</u>への転換、新株予約権の行 使又は期中償還請求権が付されているフェニックス銘柄である転換社債型新株予約権付 社債の期中償還請求権の行使
- (12) (1)から(11)までに掲げる事項 <u>のほか、フェニックス銘柄</u>に関 する権利等に係る重要な事項

のほか、当該発行会社の運営、 業務若しくは財産又は当該<u>グリ</u> ーンシート銘柄等に関する重要 な事項であって投資者の投資判 断に著しい影響を及ぼすもの。

- 3 発行会社が親会社を有している場合は、2の(26)に掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社が国内の取引所金融商品市場に上場されている株券の発行者である場合その他本協会が適当と認める者である場合は、この限りでない。
- (1) 発行会社の親会社の業務執行を決定する機関が、当該親会社について1の(3)、(9)から(18)」まで、(21)及び(22)に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと(当該決定に係る事項を行わないことを決定したことを含むものとし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして1の軽微基準欄に掲げる基準(同1の軽微基準欄中「発行会社」とあるのは「発行会社の親会社」と読み替える。)に該当する場合を除く。)。

(2) · (3) (省略)

4~10 (省略)

11 発行会社が、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を 行った場合

(1)~(5) (省略)

- (6) グリーンシート銘柄等である転換社債型新株予約権付社債に関する信託契約、発行契約若しくは社債管理委託契約その他本協会が必要と認める委託契約の変更
- (7) <u>グリーンシート銘柄等</u>の償還又は消却

(8)~(10) (省略)

- (11) 他の種類の株式への転換が行われる株式のグリーンシート銘柄等への転換、新株予約権の行使又は期中償還請求権が付されているグリーンシート銘柄等である転換社債型新株予約権付社債の期中償還請求権の行使
- (12) <u>前各号</u>に掲げる事項<u>以外の</u> <u>グリーンシート銘柄等</u>に関す る権利等に係る重要な事項
- Ⅲ. 投信・SPCとして区分したグリーンシート銘柄第3条及び第4条に規定する別表に掲げるものは、Ⅰ. に掲げる事象に相当する事象である。

(削る)

「店頭有価証券に関する規則」の一部改正について

平成 30 年1月 30 日 (下線部分変更)

新

(目的)

第 1 条 この規則は、店頭有価証券(フェニックス銘柄を除く。<u>次条</u>及び第 5 条を<u>除き</u>、以下同じ。)の店頭取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - 1・2 (現行どおり)
 - 3 会社内容説明書

第5条の要件を満たした、会員並びに当該会員が金融商品仲介業務(定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業に係る業務をいう。以下同じ。)の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が<u>店頭取扱有価証券の</u>投資勧誘を行う際の<u>説明資料</u>をいう。

4 (現行どおり) (削 る)

<u>5</u> フェニックス銘柄 店頭取扱有価証券のうち、「フェニック (目的)

第 1 条 この規則は、店頭有価証券(<u>第2条</u> 第5号に規定するグリーンシート銘柄及び 第2条第6号に規定するフェニックス銘柄 (以下「グリーンシート銘柄等」という。)を 除く。<u>第2条</u>及び第5条を<u>除いて</u>、以下同 じ。)の店頭取引を公正かつ円滑ならしめ、 もって投資者の保護に資することを目的と する。

(定義)

- 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - 1 · 2 (省略)
 - 3 会社内容説明書

第5条の要件を満たした、会員並びに当該会員が金融商品仲介業務(定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業に係る業務をいう。以下同じ。)の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が投資勧誘を行う際の説明用資料をいう。

- 4 (省略)
- 5 グリーンシート銘柄 店頭取扱有価証券のうち、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する 規則」(以下「グリーンシート等規則」という。)第2条第5号に規定するグリーンシート銘柄をいう。
- <u>6</u> フェニックス銘柄 店頭取扱有価証券のうち、グリーンシー

ス<u>銘柄に関する規則」第2条第5号</u>に規定 するフェニックス銘柄をいう。

(店頭有価証券の適格機関投資家に対する 投資勧誘)

- 第 4 条 (現行どおり)
- **2** 前項の譲渡制限は、次に掲げる者については、それぞれ次のとおりとする。

 $1 \sim 4$ (現行どおり)

5 <u>前各号</u>に掲げる者以外の適格機関投資 家

当該店頭有価証券の取引所金融商品市場への上場日の前日又はその取得の日以後2年間を経過する日の前日のいずれか早い日まで、適格機関投資家以外の者に譲渡してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認めるときは、この限りでない。

イ・ロ現行どおり)3現行どおり)

(店頭取扱有価証券の投資勧誘)

第 6 条 協会員が募集、売出し(金商法第13 条第1項の規定により目論見書を作成しなければならないものに限る。以下この項において同じ。)、私募若しくは私売出し(金商法第2条第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。)(以下「募集等」という。)の取扱い又は売出し若しくは私売出し(以下「募集等の取扱い等」という。)に際して適格機関投資家以外の顧客に対して投資勧誘を行うことができる店頭取扱有価証券(第2条第4号ロ又は二に該当する店頭取扱有価証券を除く。 <u>ト等規則第2条第6号</u>に規定するフェニックス銘柄をいう。

(店頭有価証券の適格機関投資家に対する 投資勧誘)

- 第 4 条 (省 略)
- 2 前項の譲渡制限は、次に掲げる者について は、それぞれ次のとおりとする。

 $1 \sim 4$ (現行どおり)

5 <u>前4号</u>に掲げる者以外の適格機関投資 家

当該店頭有価証券の取引所金融商品市場への上場、グリーンシート銘柄としての指定又はその取得の日以後2年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで、適格機関投資家以外の者に譲渡してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認めるときはこの限りでない。

イ・ロ (省 略) 3 (省 略)

(店頭取扱有価証券の投資勧誘)

第 6 条 協会員が募集、売出し(金商法第13 条第1項の規定により目論見書を作成しなければならないものに限る。以下この項において同じ。)、私募若しくは私売出し(金商法第2条第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。)(以下「募集等」という。)の取扱い又は売出し若しくは私売出し(以下「募集等の取扱い等」という。)に際して適格機関投資家以外の顧客に対して投資勧誘を行うことができる店頭取扱有価証券(グリーンシート銘柄及び第2条第4号ロ又は二に該当する

以下同じ。)は、当該募集等で取得した店頭 取扱有価証券に譲渡制限を付すことを条件 として投資勧誘を行うものであり、当該協会 員から本協会に届出があり、かつ、本協会が 適当であると認めたものでなければならな い。

2 前項の譲渡制限は、当該店頭取扱有価証券の取引所金融商品市場への上場日の前日又はその取得の日以後2年間を経過する日の前日のいずれか早い日まで、適格機関投資家以外に譲渡してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認めるときは、この限りでない。

1・2 (現行どおり)

3・4 (現行どおり)

(自己売買)

第 9 条 会員は、店頭有価証券について自己 の計算による売買を行う場合においては、公 正な価格形成及び経営の健全性を損なうこ とのないよう留意するものとする。

(共同計算の取引)

第 10 条 会員は、他の会員又は顧客と共同計算による店頭取引(フェニックス銘柄の店頭取引を除く。以下同じ。)を行ってはならない。

付 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

店頭取扱有価証券を除く。以下同じ。)は、 当該募集等で取得した店頭取扱有価証券に 譲渡制限を付すことを条件として投資勧誘 を行うものであり、当該協会員から本協会に 届出があり、かつ、本協会が適当であると認 めたものでなければならない。

2 前項の譲渡制限は、当該店頭取扱有価証券の取引所金融商品市場への上場、グリーンシート銘柄としての指定又はその取得の日以後2年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで、適格機関投資家以外に譲渡してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認めるときはこの限りでない。

1 • 2 (省略)

3・4 (省略)

(自己売買)

第 9 条 会員は、店頭有価証券について自己の計算による売買(以下「自己売買」という。)を行う場合においては、公正な価格形成及び経営の健全性を損なうことのないよう留意するものとする。

(共同計算の取引)

第 10 条 会員は、他の会員又は顧客と共同計算による店頭取引(グリーンシート銘柄等の店頭取引を除く。以下同じ。)を行ってはならない。

「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について

平成 30 年1月 30 日 (下線部分変更)

新	IB
付則	付則
1 (現行どおり) 2 会員は、「フェニックス銘柄に関する規則」 第2条第5号 に規定するフェニックス銘柄 として指定されている店頭有価証券の株主コ ミュニティを組成してはならない。	1 (省 略) 2 会員は、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」第2条第5号に規定するグリーンシート銘柄若しくは同条第6号に規定するフェニックス銘柄として指定されている店頭有価証券の株主コミュニティを組成してはならない。
3(現行どおり)付則この改正は、平成 30 年4月1日から施行す	3 (省略)
る。	